

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

(2) 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

(3) 調査の期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易調査を実施している。

(4) 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J一卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。

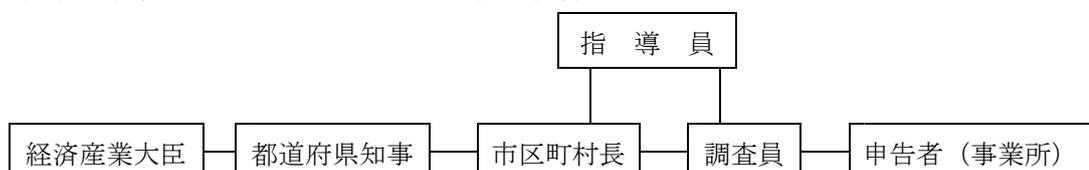
調査は、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とした。

また、料金を払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

(5) 調査の方法及び経路

- ① 申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣または都道府県知事

対象企業

(6) 調査項目

調査票の調査項目は、法人組織の事業所については、次の①～⑱の全ての項目、個人経営の事業所については、⑱～⑳を除く項目とする。なお、調査項目のうち⑩～⑮は、小売業のみの調査項目である。

- ① 事業所の名称及び電話番号
- ② 事業所の所在地
- ③ 経営組織及び資本金額又は出資金額
- ④ 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号
- ⑤ 事業所の開設時期
- ⑥ 従業者数等
- ⑦ 年間商品販売額等
- ⑧ 年間商品販売額の販売方法別割合
- ⑨ 商品手持額
- ⑩ 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合
- ⑪ セルフサービス方式採用の有無
- ⑫ 売場面積
- ⑬ 営業時間等
- ⑭ 来客用駐車場の有無及び収容台数
- ⑮ チェーン組織への加盟の有無
- ⑯ 年間商品仕入額の仕入先別割合
- ⑰ 年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
- ⑱ 企業の事業所数頭